

広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 医療介護総合確保促進法に基づく広島県計画（以下「地域医療介護総合確保計画」という。）に基づき実施する事業への補助金については、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域医療介護総合確保計画に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金は、地域医療介護総合確保計画で定められた事業を実施する事業者に対し、その申請に基づき交付する。

(交付の対象)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、別表第1欄に定める事業とする。

(交付の額)

第5条 補助金の交付額は、別表第1欄に定める事業ごとに、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額と同表第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額と同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、同表第2欄に定める基準額を比較していずれか少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

交付申請書	区分	様式	部数	添付書類	提出期限
地域医療介護総合確保事業補助金交付申請書	①病床機能分化・連携促進基盤整備事業	別記様式第2-5号	1部	(1) 所要額調書（別紙1-9） (2) 実施計画書（別紙2-5、2-6、2-7、2-7-1） (3) 収支予算書（市町等の場合は歳入歳出予算書） (4) その他参考資料	知事が別途定める日

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項及び第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
 - ウ 建物の規模、構造又は用途（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業完了後は、指定期日までに知事の完了検査等を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、規則第5条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」で定める耐用年数（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過した場合はこの限りではない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体（一部事務組合を含む）の場合
補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業を行う場合は、一般競争入札に付するなど県又は市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。

- 2 補助事業者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 県が、市町の助成により事業者が実施する事業に対して、補助事業として市町へ補助する場合、規則第5条第1項及び第3項の規定により市町に対し付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の対象事業のうち、居宅等における医療の提供に関する事業と介護施設等整備事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1号による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (5) 市町が、事業者が実施する事業（以下「間接補助事業」という。）に対して、県からのこの補助金を財源の全部又は一部として補助する場合には、事業者に対し、次の条件を付すものとする。
 - ア 間接補助事業を行う場合は、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - イ 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。ただし、間接補助事業の対象事業のうち、居宅等における医療の提供に関する事業と介護施設等整備事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
 - ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市町長の承認を受けなければならない。
 - エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - オ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（間接補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - キ 市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町に納付させることがある。
 - ク 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

らない。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9号により速やかに市町長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町に納付させることがある。

サ 間接補助事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町に納付させることがある。

(6) 前号の規定により付した条件に基づき、市町長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 第5号のキにより事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 第5号のサにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による事業の遂行状況報告の様式は、別記様式第5号のとおりとし、毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

実績報告書	区分	様式	部数	添付書類	提出期限
地域医療介護総合確保事業実績報告書	病床機能分化・連携促進基盤整備事業	別記様式第6-5号	1部	(1) 精算額調書(別紙1-9) (2) 実績報告書(別紙2-8、2-9、2-10、2-10-1) (3) 収支決算書(市町等の場合は歳入歳出決算書) (4) その他参考資料	当該補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から1か月を経過した日)又は当該会計年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日

(交付の方法)

第 10 条 この補助金の交付は、精算払とする。ただし、規則第 16 条の規定により知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、知事が別に定める提出期限までに概算払請求書（別記様式第 7 号）を提出しなければならない。

3 概算払を受けた者は、その金額確定後 10 日以内に、概算払精算書（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 特別の理由により、第 5 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 8 日から施行し、平成 26 年 12 月 17 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 3 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 9 日から施行し、平成 28 年 7 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行し、令和5年3月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
病床機能分化・連携促進基盤整備事業			
回復期病床への転換に係る事業	<p>次により算出した額に同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額</p> <p>(1)施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×整備病床数 ・改修 4,270 千円×整備病床数</p> <p>(2)設備整備 10,800 千円/1 施設</p>	<p>地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する回復期病棟（室）を整備することに伴う次の経費</p> <p>(1) 病棟（室）を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として相当と認められない費用</p> <p>(2) 病棟（室）を整備するために必要な医療機器等の備品購入費（1品当たり100千円以上のものに限る。）</p>	1/2
医療機関の事業縮小に係る事業	<p>次により算出した額に同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額</p> <p>(1)施設整備 4,270 千円×削減病床数</p>	<p>各圏域において過剰とされる病床を削減することに伴う次の経費</p> <p>(1) 不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用</p>	1/2

		<p>(2)施設等処分 ・建物 2,320 千円×削減病床数 ・機器 5,400 千円/1 施設</p> <p>(3)人件費 6,000 千円/対象職員数</p>	<p>(ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) 不要となる建物・医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る) ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得(契約)したものに限り対象とする。</p> <p>(3) 退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額</p>	
<p>複数医療機関間の連携による病床再編事業</p>	<p>次により算出した額に同表第4欄に定める補助率を乗じて得た額</p> <p>(1) 病棟(室)等の施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×整備病床数 ・改修 4,270 千円×整備病床数</p> <p>(2) 病床を含まない施設整備 ・新築・増改築 6,115 千円×削減病床数 ・改修 4,270 千円×削減病床数</p> <p>(3) 設備整備 10,800 千円/1 施設</p> <p>(4) 施設等処分 ・建物 2,320 千円×削減病床数 ・機器 10,800 千円/1 施設</p>	<p>複数医療機関間の再編計画に基づき実施する病床再編事業のうち、次の経費</p> <p>(1) 機能分化・連携に資する病棟(室)等を整備するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(2)との併用はできないものとする。</p> <p>(2) 再編後の地域の医療提供体制を維持するために必要な施設の新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用 なお、(1)との併用はできないものとする。</p> <p>(3) 機能分化・連携に資する病棟(室)等を整備するために必要な医療機器等の備品購入費(1品当たり100千円以上のものに限る。)</p> <p>(4) 病床再編に伴い不要となる建物・医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に</p>	<p>1/2 (3/4)</p>	

		<p>(5)人件費（退職金の割増相当額） 6,000千円/対象職員数</p> <p>(6)人件費（現給保障） 6,000千円/対象職員数（補助期間の上限は雇用契約締結後3年間とする）</p>	<p>係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損・固定資産売却損（売却収入を含む）（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）及び不要となる医療機器の移転に要する経費</p> <p>ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。</p> <p>(5) 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額</p> <p>(6) 新たに雇用契約を締結する職員（再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において再編を行う場合の再編医療機関間の職員異動に限る。）の現給保障に要する経費のうち、名称に関わらず次の性質を有する給与</p> <p>(ア) 基本給 (イ) 賞与 (ウ) 技能手当 (エ) 管理職手当 (オ) 通勤手当 (カ) 住居手当 (キ) 扶養手当 (ク) その他県が認めるもの</p> <p>ただし、給与は、法人等の就業規則等で定めたものを対象とし、名称に関わらず時間外手当の性質を有するもの及び法定福利費を除く</p>	
--	--	---	---	--

(注) 病床機能分化・連携促進基盤整備事業のうち複数医療機関間の連携による病床再編事業の補助率の欄において()内に示した補助率は、厚生労働省が選定する重点支援区域（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知に基づき厚生労働大臣が選定する地域をいう。）に選定された場合又は再編統合を行う複数の医療機関の再編統合前の病床合計数が400床以上である計画若しくは再編統合を行う複数の医療機関の中に、特定機能病院若しくは地域医療支援病院が含まれる計画であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に適用する。

- (1) 再編計画が複数医療機関で合意された時点で開設者の異なる医療機関において、再編が行われる場合であること
- (2) 複数医療機関が合意した再編計画に含まれている医療機関の間で、再編統合後に職員の受入れがなされること
- (3) 医療機関が所在する圏域の地域医療構想調整会議及び県単位の地域医療構想調整会議において合意を得ること

年度補助金調書

(事業者名)

県			市 町										備 考	
歳出予算 科目	交付決 定の額	補助率	歳入			歳出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち県費補 助金相当額	支出済額	うち県費補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち県費補 助金相当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	

- 1 「市町」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付申請書

このことについて、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

- 1 事業の種類
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書（別紙1-9）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書（別紙2-5、別紙2-6、別紙2-7、別紙2-7-1）
- 4 年度収支予算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出予算（見込）書抄本）
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
- 5 添付書類
その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書
 (病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

(事業者名)

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の 収入予定額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	基準額 (G)	補助所要額 (H)
	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (E) 欄は、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 (F) 欄は、(E) に別表第4欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 3 (G) 欄は、別表第2欄に定める基準額を記入すること。
 4 (H) 欄は、(F) と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）】

事業の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期病床への転換に係る事業 ・医療機関の事業縮小に係る事業 ・複数医療機関間の連携による病床再編事業 			全体計画	年度～ 年度	
開設者（設置者）	団体名（病院名）		所在地			
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

敷地の状況	敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）					
事業の種類別	（新築、増改築、改修の別）					
建物の構造及び面積	（	造）	地上	階建	建築面積	m ²
			地下	階	延べ面積	m ²
工事の施工方法	（直営、請負の別） 請負の場合			年	月	日契約
施工予定期間	着工	年	月	日	～	竣工
	事業開始予定年月日			年	月	日

(2) 施設整備費内訳

区分	費目	面積	金額	備考
補助対象事業分		m ²	円	
	小計			
補助対象外事業分				
	小計			
合計				

(3) 設備整備費内訳

区分	品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象 事業分					円	円		
	小計							
補助対象外 事業分								
	小計							
合計								

2 財源内訳

区分	金額	備考
(1) 県補助金 (2) 市町補助金 (3) 地方債 (4) 寄付金 (5) 借入金 (6) 自己資金 (7) その他	円	(内訳)
計		

※添付書類

- ・ 工事費見積書
- ・ 補助対象区域の工事設計図
- ・ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・ 整備工事箇所の写真
- ・ 補助対象機器の仕様書又はカタログ
- ・ その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設等処分）】

事業の名称	・医療機関の事業縮小に係る事業 ・複数医療機関間の連携による病床再編事業			全体計画	年度～ 年度	
開設者（設置者）	団体名（病院名）		所在地			
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

(1) 処分施設の概要

区分	建物名及び構造	建築面積	延べ面積	建築年月日	施工予定期間
事業分 補助対象	(造 階)	m ²	m ²		
事業分 補助対象外					

(2) 施設処分内訳

区分	建物名	取得価格 ①	減価償却 累計額 ②	売却 収入 ③	残存簿価 又は差額 ④ (①-②-③)	処分費用 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)
事業分 補助対象		円	円	円	円	円	円
	小 計						
事業分 補助対象外							
	小 計						
合 計							

(2) 設備処分内訳

区分	品名	数量	取得 年月日	設置 場所	取得 価格 ①	減価償却 累計額 ②	売却 収入 ③	残存簿価 又は差額 ④ (①-②-③)	処分等 費用 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)
					円	円	円	円	円	円
事業分 補助対象										
	小計									
事業分 補助対象外										
	小計									
合計										

※添付書類

- ・工事費見積書
- ・補助対象区域の工事設計図
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・補助対象建物の外観及び整備工事箇所の写真
- ・補助対象機器の写真及び設置場所を付記した平面図
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（人件費）】

事業の名称	・医療機関の事業縮小に係る事業			全体計画	年度～	年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）			所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

職種	退職見込者名	退職金支給見込額	左のうち割増相当額	備考
		円	円	(個人毎の算定方法及び内訳)
計				

※添付書類

- ・早期退職する職員に係る退職金の割増相当額の明細が明らかとなる資料（就業規則の写し等）
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施計画書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（人件費）】

事業の名称	・複数医療機関間の連携による病床再編事業			全体計画	年度～	年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）			所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

職種	対象見込者名	現給保障額		備考
		補助対象外	補助対象	
		円	円	（個人毎の算定方法及び内訳）
計				

※添付書類

- ・現給保障に要する経費の明細が明らかとなる資料
- ・現給保障の算定に当たり根拠となるもの（就業規則等）の写し
- ・再編医療機関間での現給保障に係る補填状況がある場合は、その内容が把握できる資料（再編に係る基本合意書等）
- ・その他参考となる資料

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度事業計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業について、次のとおり変更したいので、関係資料を添えて申請します。

1 追加（一部取消）申請額 円

内訳	広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付決定額	円
	変更後広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額	円

2 変更の内容及び理由

3 変更にあつする諸様式については、広島県地域医療介護総合確保事業補助金所要額調書は別紙1とし、その他については、申請手続きの様式に準ずる。

4 年度収支予算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出予算（見込）書抄本）
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業について、次のとおり中止（廃止）の承認を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1 広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付決定額 円

2 中止（廃止）の理由

3 年度収支予算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出予算（見込）書抄本）
※予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金の
補助対象事業の遂行状況報告書

このことについて、広島県補助金等交付規則第10条の規定により、別表のとおり報告します。

別表
【施設整備以外】

(事業名)

経費区分	対象経費の 支出予定額	12月末時点 の支出済額	積 算 内 訳	進捗率	備 考
(例) 報 酬 旅 費 負 担 金 使 ・ 賃 消 耗 品 費 ・ ・ ・	円	円		%	

別表
【施設整備】

事業区分	施設名	所在地

1 事業執行状況

当該年度の 按分率 (A)	事業費 (B)	12月末日の出来高 (C)	3月末日の 出来高見込 (D)	繰越見込高 (A) - (D) = (E)	繰越見込額 (B) × (E) / (A) = (F)
	【当該年度の補助対象経費】	《 年 月 日～》	《 年 月 日～》		
	円				円
%	【当該年度の補助金額】	%	%	%	
	円				円

- 1) A欄は、当該年度の年度按分比率を記入すること。《単年度事業の場合は100%、複数年継続事業の場合は当該年度の按分比率》
- 2) B欄の【当該年度の補助金額】は、交付決定額（又は内示額）を記入すること。
- 3) C欄の《 年 月 日～》には、着工日を記入すること。ただし、複数年継続事業で初年度以外の場合は、4月1日とすること。
12月末日時点で着工に至っていない場合は0%とし、《》内の記入は不用。
- 4) D欄の《 年 月 日～》には、12月末日時点で着工に至っていない場合のみ、着工予定日を記入すること。

2 繰越理由

「1 事業執行状況」のE欄において繰越見込高がある場合は、繰越が見込まれる理由について、詳細に記入すること。

3 工事進捗状況

建築完成予定線を点線、建築施工実施線を実線で示した工事工程表（12月末現在）及び直近の工程写真を添付すること。

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業に係る実績報告について、次のとおり関係資料を添えて報告します。

- 1 精算額 円
- 2 年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書（別紙1-9）
- 3 年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書（別紙2-8、2-9、2-10、2-10-1）
- 4 年度収支決算（見込）書抄本（市町等の場合は歳入歳出決算（見込）書抄本）
- 5 添付資料
その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書

(事業者名)

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A) - (B) (C)	対象経費の支出額 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	基準額 (G)	補助所要額 (H)	交付決定額 (I)	受入済額 (J)	差引過不足額 (H) - (J) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (E) 欄は、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 (F) 欄は、(E) に別表第4欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 3 (G) 欄は、別表第2欄に定める基準額を記入すること。
 4 (H) 欄は、(F) と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業補助金精算額調書
 (病床機能分化・連携促進基盤整備事業)

(事業者名)

事業名	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の支出額 (D)	選定額 (E)	基本額 (F)	基準額 (G)	補助所要額 (H)	交付決定額 (I)	受入済額 (J)	差引過不足額 (H)-(J) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 (E) 欄は、(C) と (D) とを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 (F) 欄は、(E) に別表第4欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。
 3 (G) 欄は、別表第2欄に定める基準額を記入すること。
 4 (H) 欄は、(F) と (G) とを比較して少ない方の額を記入すること。

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）】

事業の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期病床への転換に係る事業 ・医療機関の事業縮小に係る事業 ・複数医療機関間の連携による病床再編事業 			全体計画	年度～ 年度	
開設者（設置者）	団体名（病院名）		所在地			
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

敷地の状況	敷地面積 m ² （自己所有地、借地、買入（予定）地の別）					
事業の種別	（新築、増改築、改修の別）					
建物の構造及び面積	（	造）	地上	階建	建築面積	m ²
			地下	階	延べ面積	m ²
工事の施工方法	（直営、請負の別） 請負の場合					年 月 日契約
施工期間	着工		年 月 日	～	竣工	年 月 日
			事業開始年月日			年 月 日

(2) 施設整備費内訳

区分	費 目	面 積	金 額	備 考
補助対象事業分		m ²	円	
	小 計			
補助対象外事業分				
	小 計			
合 計				

(3) 設備整備費内訳

区分	品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
補助対象 事業分					円	円		
	小計							
補助対象外 事業分								
	小計							
合計								

2 財源内訳

区分	金額	備考
(1) 県補助金 (2) 市町補助金 (3) 地方債 (4) 寄付金 (5) 借入金 (6) 自己資金 (7) その他	円	(内訳)
計		

※添付書類

- ・工事請負契約書等の写し
- ・工事仕様書
- ・補助対象建物の各階平面図（面積を明記したもの）及び立面図等
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・建物検査済証等の写し
- ・補助対象建物の外観及び主要設備の写真
- ・補助対象機器の写真及び設置場所を付記した平面図
- ・売買契約書の写し、検収調書又はこれにかわるものの写し
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設等処分）】

事業の名称	・医療機関の事業縮小に係る事業 ・複数医療機関間の連携による病床再編事業			全体計画	年度～ 年度	
開設者（設置者）	団体名（病院名）		所在地			
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

(1) 処分施設の概要

区分	建物名及び構造	建築面積	延べ面積	建築年月日	施工期間
事業分 補助対象	(造 階)	m ²	m ²		
事業分 補助対象外					

(2) 施設処分内訳

区分	建物名	取得価格 ①	減価償却 累計額 ②	売却 収入 ③	残存簿価 又は差額 ④(①-②-③)	処分費用 ⑤	計 ⑥(④+⑤)
事業分 補助対象		円	円	円	円	円	円
	小 計						
事業分 補助対象外							
	小 計						
合 計							

(2) 設備処分内訳

区分	品名	数量	取得 年月日	設置 場所	取得 価格 ①	減価償却 累計額 ②	売却 収入 ③	残存簿価 又は差額 ④ (①-②-③)	処分等 費用 ⑤	計 ⑥ (④+⑤)
					円	円	円	円	円	円
事業分 補助対象										
	小計									
事業分 補助対象外										
	小計									
合計										

※添付書類

- ・工事請負契約書等の写し
- ・工事仕様書
- ・事業後の建物の各階平面図（面積を明記したもの）及び立面図等
- ・各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- ・補助対象建物の外観及び補助対象箇所の写真
- ・工事の完了を証する資料
- ・特別損失等の金額を証する資料（財務諸表の写し等）
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実績報告書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（人件費）】

事業の名称	・医療機関の事業縮小に係る事業			全体計画	年度～	年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）			所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

職種	退職者名	退職金支給額	左のうち 割増相当額	備考
		円	円	(個人毎の算定方法及び内訳)
計				

※添付書類

- ・早期退職する職員に係る退職金の割増相当額の明細が明らかとなる資料（就業規則の写し等）
- ・職員が退職したことを証する資料（公共職業安定所の長に提出した雇用保険被保険者資格喪失届の控え等）
- ・職員に退職金を支給したことを証する資料
- ・その他参考となる資料

年度広島県地域医療介護総合確保事業実施報告書
【病床機能分化・連携促進基盤整備事業（人件費）】

事業の名称	・複数医療機関間の連携による病床再編事業			全体計画	年度～	年度
開設者（設置者）	団体名（病院名）			所在地		
区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床等	計
事業前（A）	床	床	床	床	床	床
事業後（B）	床	床	床	床	床	床
差引（B-A）	床	床	床	床	床	床

1 事業内容

職種	対象者名	現給保障額		備考
		補助対象外	補助対象	
		円	円	円 (個人毎の算定方法及び内訳)
計				

※添付書類

- ・現給保障に要する経費の明細が明らかとなる資料
- ・現給保障の算定に当たり根拠となるもの（就業規則等）の写し
- ・新たに雇用契約を締結したことを証する資料
- ・現給保障に係る給与を職員に支給したことを証する資料
- ・その他参考となる資料

概 算 払 請 求 書

¥
ただし、 年 月 日付け 第 号による 年度広島県地域医療介護総合確保
事業補助金として
概算払（第 次分）

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
事業者名
代 表 者

広 島 県 知 事 様

内訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	差引残額	備考
円	円	円	円	

振替先預金口座

金融機関名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

- (添付書類) 1 概算払を必要とする理由を説明した書類
2 工事出来高調書（別紙1）及び工事工程表（施設整備事業に限る。）
3 工事出来高証明書（別紙2）又は工事監理者が発行した工事（総合）出来高調書の
写し（施設整備事業に限る。）
4 その他参考となる資料

概算払精算書

年 月 日

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

次のとおり精算します。

概算受領済額	円
精算額	円
差引過・不足額	円

第 号
年 月 日

広島県知事様

住 所
事業者名
代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県地域医療介護総合確保事業
について、広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事業の種類
- 2 広島県補助金等交付規則第13条に基づく額の確定又は事業実績報告額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県費
補助金返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
 - (1) 3の金額の積算の内訳を記載した書類
 - (2) その他参考になる資料